

世田谷区告示第 1 3 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 3 月 1 1 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 1 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

3 4 - 1 2

2 変更の区域

世田谷区野沢四丁目 2 3 1 番 3 2 の内

3 変更の区域

延 長 7 . 0 5 メートル

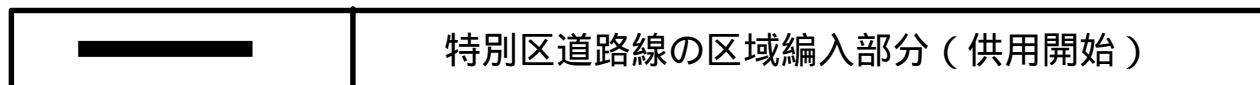
幅 員 0 . 1 6 メートルから 0 . 1 7 メートルまで

面 積 1 . 2 0 平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 3 月 1 1 日

案内図



街区	野沢四丁目 9 番
----	-----------

